遠賀町企業誘致条例施行規則 平成27年規則第8号

改正

平成31年1月8日規則第1号

(趣旨)

第1条 この規則は、遠賀町企業誘致条例(平成27年条例第 号。以下「条例」 という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(課税免除の範囲等)

- 第2条 条例第4条第1号に規定する固定資産税の課税免除の対象とする資産 の範囲は、当該事業所用建物、その敷地の用に供されている土地及び当該事 業所償却資産とする。ただし、次の各号に定めるものについては課税免除の 対象としない。
 - (1) 福利厚生施設(グラウンド、テニスコート、従業員宿舎等)及び当該 施設の敷地となる土地。ただし工場建物内にある娯楽室等は除く。
 - (2) 将来の規模拡張等のために取得し、直接事業の用に供していない土地 (奨励措置の対象となる業種)
- 第3条 条例第5条第1号に規定する業種は、日本標準産業分類(平成25年総務省告示第405号)に定める産業のうち次に定めるものとする。ただし、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定義される営業を営むものを除く。
 - (1) 大分類 E 製造業
 - (2) 大分類G-情報通信業
 - (3) 大分類H 運輸業、郵便業のうち道路貨物運送業、倉庫業又はこん包業
 - (4) 大分類 I 卸売業、小売業
 - (5) 大分類 L 学術研究、専門・技術サービス業のうち学術・開発研究機 関
 - (6) 大分類 M 宿泊業、飲食サービス業
 - (7) 大分類 N 生活関連サービス業、娯楽業
 - (8) 大分類O-教育、学習支援業
 - (9) 大分類R-サービス業(他に分類されないもの)のうち中分類89自動車整備業、中分類90機械等修理業及び中分類92その他の事業サービス業に掲げるコールセンター業
 - (10) その他町長が特に認める業種

(認定の申請)

第4条 条例第6条第1項の規定により固定資産税の課税免除の奨励措置の認

定を受けようとする事業者は、操業日の属する年度の1月31日(操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに奨励措置(課税免除)認定申請書(様式第1号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。

- 2 条例第6条第1項の規定により雇用促進奨励金の交付の奨励措置の認定を受けようとする事業者は、操業日から1年を経過した日後1月以内に奨励措置(雇用促進奨励金)認定申請書(様式第2号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、既に提出している書類と同一のものについては、その書類の提出を省略することができる。
- 3 条例第6条第1項の規定により従業員転入奨励金の交付の奨励措置の認定を受けようとする事業者は、操業日から1年6月を経過した日後1月以内に奨励措置(従業員転入奨励金)認定申請書(様式第3号)に必要な書類を添えて町長に提出しなければならない。ただし、既に提出している書類と同のものについては、その書類の提出を省略することができる。(認定の決定)
- 第5条 町長は、前条第1項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、 認定の可否を決定し、奨励措置(課税免除)認定決定通知書(様式第4号) により申請者にその旨を通知するものとする。
- 2 町長は、前条第2項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認 定の可否を決定し、奨励措置(雇用促進奨励金)認定決定通知書(様式第5 号)により申請者にその旨を通知するものとする。
- 3 町長は、前条第3項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、認定の可否を決定し、奨励措置(従業員転入奨励金)認定決定通知書(様式第6号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(変更の申請)

- 第6条 条例第8条の規定による変更は、認定申請内容変更申請書(様式第7号)により行わなければならない。この場合において、町長が必要と認めるときは、その変更に係る事実を証する書類を添付させることができる。
- 2 前項の申請のうち、固定資産税の課税免除の奨励措置の認定の申請後に新たに取得した固定資産(課税免除の奨励措置が適用される最終年度の前年度の1月1日までに取得したものに限る。)に係るものについては、当該固定資産の取得日の属する年度の1月31日(取得日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)までに行わなければならない。
- 3 町長は、第1項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、認定申請内容変更承認決定通知書(様式第8号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(適用事業者の承継)

- 第7条 条例第9条の規定により適用事業者の地位を承継しようとする者は、 速やかに適用事業者承継申請書(様式第9号)に、原則として、次に掲げる 書類を添えて町長に提出しなければならない。
 - (1) 承継した事実及び期日を証する書類
 - (2) 事業内容を明らかにした事業計画書
 - (3) 承継する企業等の町税、本町に関する使用料等の納付を証する書類
 - (4) 承継する企業等の登記事項証明書及び定款の写し
 - (5) その他町長が必要と認める書類
- 2 町長は、前項の申請を受けたときは、申請の内容を審査のうえ、承認の可否を決定し、適用事業者承継承認決定通知書(様式第10号)により申請者にその旨を通知するものとする。

(操業の廃止等の届出)

第8条 条例第10条の規定による届出は、操業廃止(休止)届(様式第11号) により行わなければならない。

(認定の取消し)

第9条 町長は、条例第11条の規定により適用事業者の認定を取り消したときは、適用事業者認定取消通知書(様式第12号)により当該適用事業者にその旨を通知するものとする。この場合において、当該取消しの効力は、取消しの事由が発生した時点に遡って生じるものとする。

(この規則に定めがない事項)

第10条 固定資産税の賦課徴収に関し、この規則に定めがない事項については、 地方税法(昭和25年法律第226号)及び遠賀町税条例(昭和31年条例第1号)の例による。

(補則)

第 11 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。 附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行し、平成 26 年 4 月 1 日から適用する。 (遠賀町工場誘致条例施行規則の廃止)
- 2 遠賀町工場誘致条例施行規則(平成5年規則第4号)は、廃止する。 (平成26年度における認定の申請の特例措置)
- 3 平成26年度における第4条第1項の規定の適用については、同項中「操業日の属する年度の1月31日(操業日が1月2日から3月31日までの場合は、翌年度の1月31日)」とあるのは、「操業日の属する年度の3月31日」とする。